

令和3年9月15日

サッカー関係者 各位

公益社団法人岩手県サッカー協会
会長 佐藤 訓文

サッカー活動に関する通知（令和3年9月15日）

「岩手緊急事態宣言」が未だ発令中であり、感染状況はいまだ予断を許さない状況です。特にも子供たちへの感染拡大阻止に向け、今しばらく感染予防対策をしっかりと継続実行する必要があります。

さて、本日以降のサッカー活動について、以下の通りとします。

本協会が主催・主管するサッカー活動は、「JFA サッカー活動再開に向けたガイドラインの改定について（第9版）」（2021年1月19日付）を十分に遵守し、実施可とする。なお、サッカー活動の出欠に関してチーム・個人の判断を尊重すること。岩手県及び岩手県教育委員会並びに県内自治体等からの通知（施設に関するものを含む）は前項より優先する。

なお、下記事項につきましては、期間制限を設けます。

【「岩手緊急事態宣言」発令中又は令和3年9月末日まで】

- ・ トレセン活動については、通常のトレセン活動（平日トレセン等）は中止する
但し、上位大会のための練習会・選考会は実施可する
- ・ 宿泊を伴ったサッカー活動は自粛する
- ・ 都道府県をまたぐ（往来）公式戦以外の活動は自粛する
- ・ フェスティバル・普及事業等の単発イベントは自粛する

【2021年度中（令和4年3月31日まで）】

- ・ 一定時間帯に多数のチーム・人が一カ所に集合・集中する状況を避ける運営をする。
例 開会式の中止
閉会式（表彰式）は原則4チーム以下
オンラインの活用

以上